

就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン（後期プラン）
～公立施設の今後のあり方について～ 【案】

< 目 次 >

1. 後期プランの基本的な考え方	1
（1）背景	1
（2）策定の趣旨	1
2. 就学前児童等を取り巻く状況	3
（1）就学前児童の状況	3
（2）幼稚園の状況	5
（3）保育所（園）等の状況	6
（4）今後の保育需要の見込みについて	8
（5）公立施設の現状について	9
3. プランの前期における取り組みと検証	11
4. 今後の公立施設が担うべき役割	17
5. 後期プランで推進する取り組み	19

1. 後期プランの基本的な考え方

(1) 背景

本市における就学前児童数は、全国的な少子化の進行と同様に、減少傾向にあり、幼稚園全体の入園者数は減少傾向にあります。公立幼稚園では3歳児保育の実施により令和元年度から利用児童数は増加傾向にありますが、依然として、定員を割り込む状況が続いています。

その一方で、保育所等では待機児童が発生しているため、本市では、平成29年度から令和元年度にかけて500人の入所枠拡大を図り、その後も引き続き待機児童対策を進めていますが、現在も特に年度途中の待機が課題となっています。

また、本市の就学前公立施設については、昭和40年代以前に建てられた施設が大半であり、多くの施設が老朽化している状況にあります。

保育需要の見込みについては、令和元年末から、新型コロナウイルス感染症が流行する中で、婚姻件数及び妊娠届出数に減少傾向が見られており、働き方の多様化や保育の利用控えなどもあることから、十分な見極めが必要とされています。

本市の市税収入については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度に落ち込んだものの、令和5年度までは一定回復し、それ以降は高齢化の進展などによる納税義務者数の減少により税収は減少傾向が続くものと見込まれます。歳出面でも扶助費などの社会保障関連経費の増加などが見込まれ、本市財政を取り巻く状況は、依然、厳しい状況が続くものと予想されます。

(2) 策定の趣旨

喫緊の課題である待機児童対策など、子育て施策を推進するとともに、今後の保育需要の減少時期も見据えた公立施設のあり方を示すため、幼保連携の考え方のもと、平成30年11月に「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン」（以下、「プラン」といいます。）を作成しました。

プランの期間は10年間（令和元年度～令和10年度）で、前期（令和元年度～令和5年度）を保育需要が増加傾向にあり、待機児童対策を踏まえた取り組みを進める期間、後期（令和6年度～令和10年度）を少子化による保育需要の減少を視野に入れた取り組みを進める期間としており、現在はプランの前期の取り組みを推進しているところです。

この間、公立と私立が連携しながら、教育・保育の向上などに取り組んできましたが、「(1) 背景」でも示したように、高齢化による市税収入の減少、少子化による公立幼稚園の恒常的な定員割れ、就学前公立施設の老朽化など教育・保育に関する様々な課題が表出しています。本市においては、定住促進や人口誘導、子育て支援策の充実など、少子化対策を進めているところですが、少子化の進行による恒常的な定員割れなど、公立・私立の就学前施設において施設の維持運営が厳しくなる時期の到来に備える必要があります。

プランで示した4つの基本的な考え方については、令和6年度以降のプランの後期においても、引き継ぐこととし、現在の子育て支援に対するニーズやプランの前期の取り組みの成果などを踏まえた上で、将来的に、教育・保育需要が減少し、施設の維持運営が厳しくなっても、安心して教育・保育を受けることができる環境づくりを進めるため、「後期プラン」を策定するものです。

プランで示した4つの基本的な考え方

- ①子育て家庭のさまざまなニーズに合わせて、子どもが安心して教育・保育を受けられる環境づくりを推進します。
- ②少子化が進む中、公立施設の役割を明確にし、公立幼稚園・公立保育所のあり方を整理します。
- ③公立幼稚園と公立保育所の需給バランスや保育需要の見込みを踏まえ、公立施設の整理・集約を進めます。
- ④公立施設の整理・集約により生じた財源等を活用し、教育・保育の提供や在宅での子育て支援の充実を図ります。

◆公立施設の整理・集約の考え方

「後期プラン」においては、今後の保育需要が不透明な状況であることから、現在の公立施設は保育需要が減少傾向となるまでは、引き続き、サービス提供を継続することを前提として、プランの後期以降の保育需要の減少も見据え、将来の公立施設の適正な施設数、配置場所に関する方針を示します。

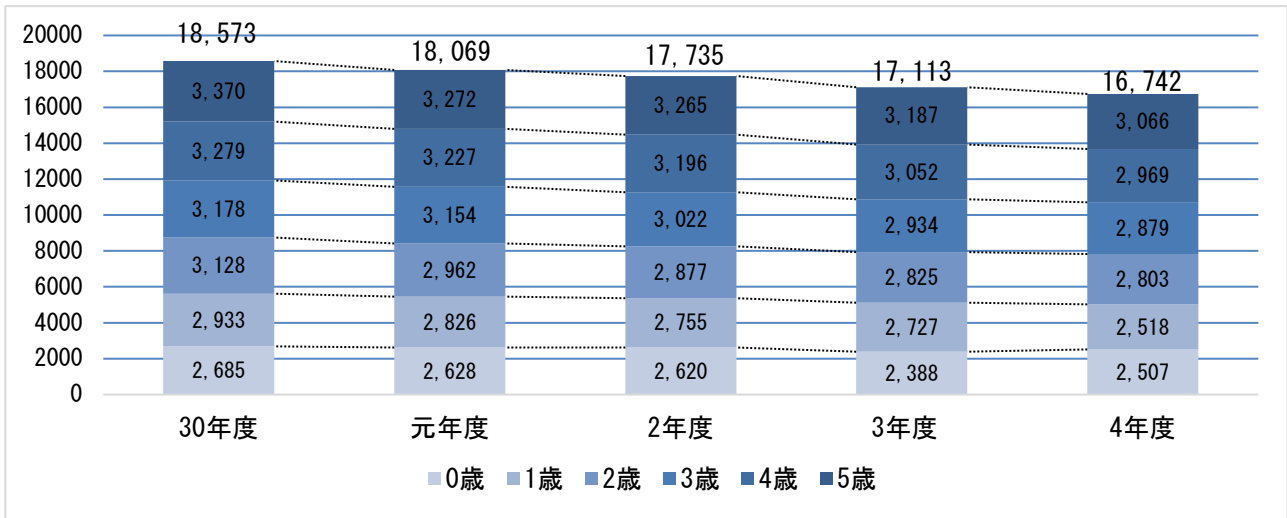
また、将来的に、整理・集約の方針を決定した場合であっても、在園している子どもたちが卒園するまで、その公立施設で過ごせるように配慮し、取り組みを進めることとします。

2. 就学前児童等を取り巻く状況

(1) 就学前児童の状況

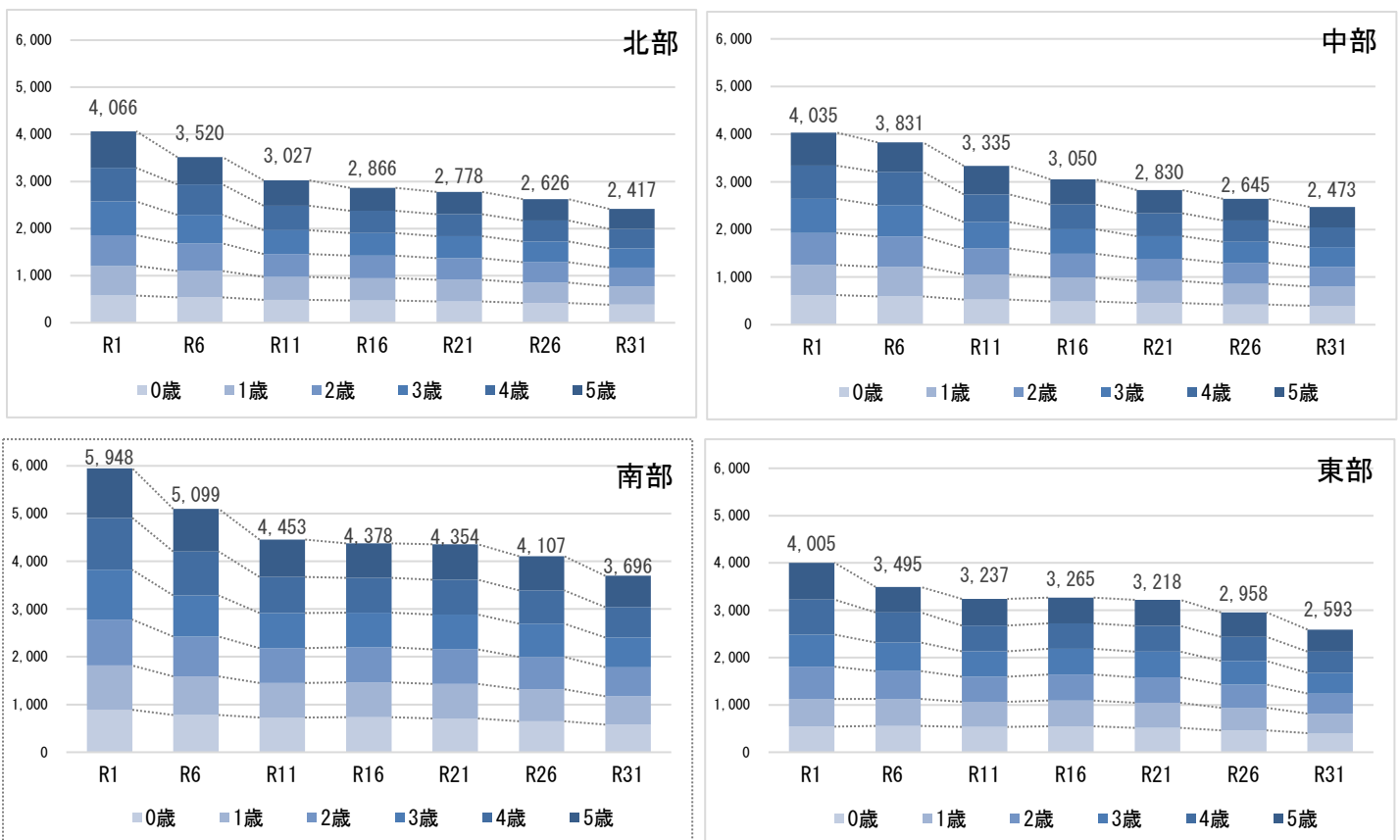
① 歳児別就学前児童数の推移

[各年度4月1日現在]



本市の就学前児童数の推移については、少子化が進む中、平成30年度から令和4年度までの間に約1,800人減少しています。令和4年4月1日時点の0歳児は、前年度に比べ約120人増加しましたが、令和2年度と比較すると約110人減少しており、歳児別で見ても、0～5歳の全ての年齢において、減少傾向が続いている状況です。

② 地域別就学前児童数の推計



就学前児童数の推計については、どのエリアにおいても、今後、30年間で約4割減少すると推測されていますが、南部エリアの児童数は、他の地域と比較すると5割程度多い状況で、引き続き、推移すると見込まれます。

③ 就学前児童施設の施設数及び定員

【注釈】

- 1号認定子ども： 満3歳以上で教育を希望する児童
- 2号認定子ども： 満3歳以上で保育が必要な児童
- 3号認定子ども： 満3歳未満で保育が必要な児童

[令和4年4月1日現在]

施設区分	種別	施設数	定員(人)
幼稚園	公立	6	570
	私立	9	3,125
認定こども園(1号)	私立	11	2,132
幼稚園等 合計		26	5,827

施設区分	種別	施設数	定員(人)
保育所(園)	公立	9	990
	私立	43	5,455
認定こども園(2・3号)	私立	11	900
小規模保育事業実施施設	公立	6	114
	私立	9	132
保育所等 合計		78	7,591

④ 就学前児童施設の利用状況等の推移

[各年度5月1日現在]

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
幼稚園 認定こども園(1号)	人数	4,942	4,819	4,662	4,416	4,240
	%	26.4%	26.5%	26.1%	25.7%	25.2%
保育所(園) 認定こども園(2・3号) 小規模保育事業実施施設	人数	7,833	7,856	8,027	7,990	7,941
	%	41.8%	43.3%	45.0%	46.4%	47.2%
その他	人数	5,957	5,488	5,153	4,804	4,641
	%	31.8%	30.2%	28.9%	27.9%	27.6%
合計	人数	18,732	18,163	17,842	17,210	16,822
	%	100%	100%	100%	100%	100%

※「その他」には、主に在宅で子育てをされている児童や認可外保育施設に通っている児童などの人数を含んでいます。

※本表には、市内在住で市外の施設を利用する児童の数を含んでいます。

平成 27 年 4 月からの子ども・子育て支援新制度開始以降における本市の就学前児童施設の利用状況は、幼稚園入園児数（認定こども園の 1 号認定子どもを含む）は、減少傾向が続いており、就学前児童の割合で見ると、令和 4 年度は 25.2%となっています。

一方、保育所等の入所児童数（認定こども園の 2・3 号認定子どもを含む）は、就学前児童の全体数が減少しているにもかかわらず、女性就業率の増加などの影響を受け、令和 2 年度までは継続して増加していましたが、令和 3 年度からは減少に転じています。なお、就学前児童に占める割合で見ると、増加傾向は続いています。

その他については、在宅で子育てをされている児童や認可外保育施設に通っている児童、児童発達支援センターなどに通所している児童となりますが、この中には保育所等の待機児童も含まれています。その他の児童数については、減少傾向にあります。

このような傾向は、幼稚園と保育所の需給バランスに影響し、幼稚園における定員割れや保育所における待機児童発生の一因となっています。

(2) 幼稚園の状況

① 幼稚園の利用児童数の推移

〔各年度 5 月 1 日現在〕

		30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
公立幼稚園	人数	355	467	489	450	429
	%	7.2%	9.7%	10.5%	10.2%	10.3%
私立幼稚園	人数	2,927	2,562	2,389	2,284	2,098
	%	59.2%	53.2%	51.2%	51.7%	50.7%
私立認定こども園 (1号)	人数	1,660	1,790	1,784	1,682	1,613
	%	33.6%	37.1%	38.3%	38.1%	39.0%
合計	人数	4,942	4,819	4,662	4,416	4,140
	%	100%	100%	100%	100%	100%

※私立幼稚園は私学助成園と新制度幼稚園の合計です。

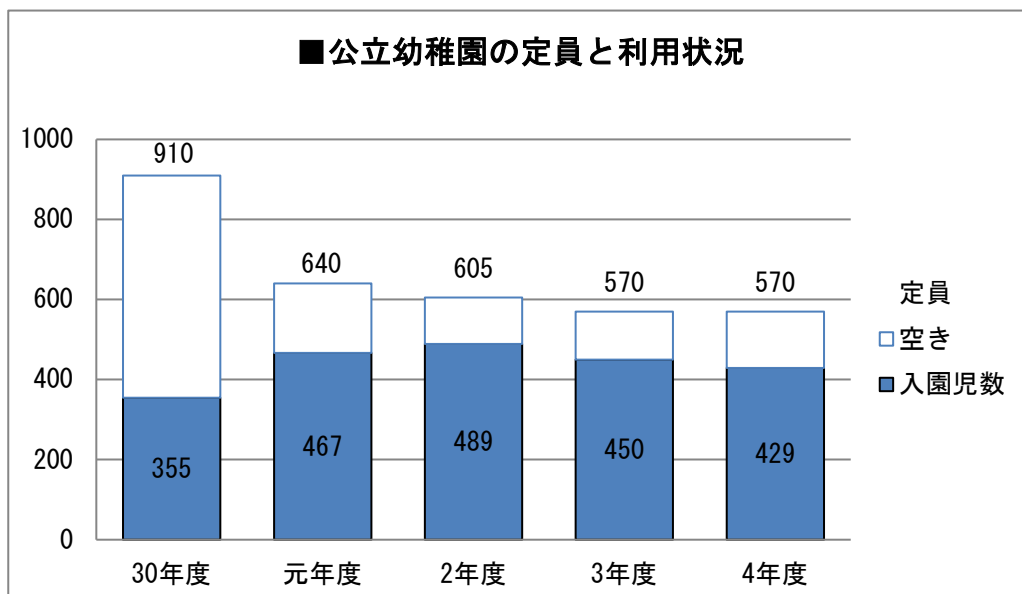
※本表には、市内在住で市外の施設を利用する児童の数を含んでいます。

本市の公立・私立幼稚園、私立認定こども園(1号)の利用児童数の推移については、減少傾向が続いていますが、そのうち公立幼稚園については、令和元年度から3歳児保育を実施したことから、利用児童数が増加していたものの、令和3年度から減少に転じています。

また、私立認定こども園(1号)については、平成29年度以降、私立幼稚園が認定こども園に移行したことなどに伴い、利用児童数は増加していましたが、令和2年度から減少に転じています。

② 公立幼稚園の定員と利用状況

〔各年度5月1日現在〕



公立幼稚園の定員に対する利用状況は、利用児童数の減少により、平成30年度は5割を大幅に下回っています。しかし、令和元年度の定員の変更及び3歳児保育の実施により、定員と利用状況の乖離は改善されていますが、定員割れの状況は継続しています。

(3) 保育所（園）等の状況

① 保育所（園）等の利用児童数及び待機児童数の推移

＜利用児童数＞

〔各年度4月1日現在〕

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
公立保育所	人数	1,374	1,254	1,246	1,165	1,066
	%	17.8%	16.1%	15.7%	14.7%	13.5%
私立保育所（園）	人数	5,715	5,594	5,744	5,783	5,695
	%	73.8%	71.9%	72.1%	73.0%	72.3%
私立認定こども園 （2・3号）	人数	487	719	738	725	884
	%	6.3%	9.3%	9.3%	9.2%	11.2%
公立小規模保育事業 実施施設	人数	59	101	105	109	107
	%	0.8%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%
私立小規模保育事業 実施施設	人数	103	108	126	134	129
	%	1.3%	1.4%	1.6%	1.7%	1.6%
合計	人数	7,738	7,776	7,959	7,916	7,881
	%	100%	100%	100%	100%	100%

本市の保育所（園）等の利用状況は、公立保育所については、ほぼ横ばいの状況でしたが、令和元年度に走谷保育所を、令和3年度に渚保育所を、令和4年度に渚西保育所を民営化したため、利用児童数は減少しています。

一方、私立保育所(園)については、待機児童対策で定員拡大を図ったことによる増加や認定こども園へ移行したことによる減少などにより、年度により増減がありますが、令和4年度は平成30年度をやや下回る利用児童数となっています。また、私立認定こども園(2・3号)は、平成27年度に、私立幼稚園からの移行により6園が創設され、その後も私立幼稚園、私立保育所(園)からの移行が進んだ結果、令和4年度では11園となっており、令和4年度は平成30年度に比べ約400人の増加となっています。3歳未満児を受け入れる公立・私立小規模保育事業実施施設は、新規の開設が進み、令和4年度現在では市内に15か所となり、それに伴い利用児童数が増加しています。

保育施設全体としては、平成27年度以降、既存施設の定員増や認定こども園への移行、小規模保育事業の実施など保育入所枠拡大を図った結果、平成27年度(7,151人)からの比較で約730人の利用児童の増加となっています。

<保育所(園)等の待機児童数>

[各年度4月1日現在]

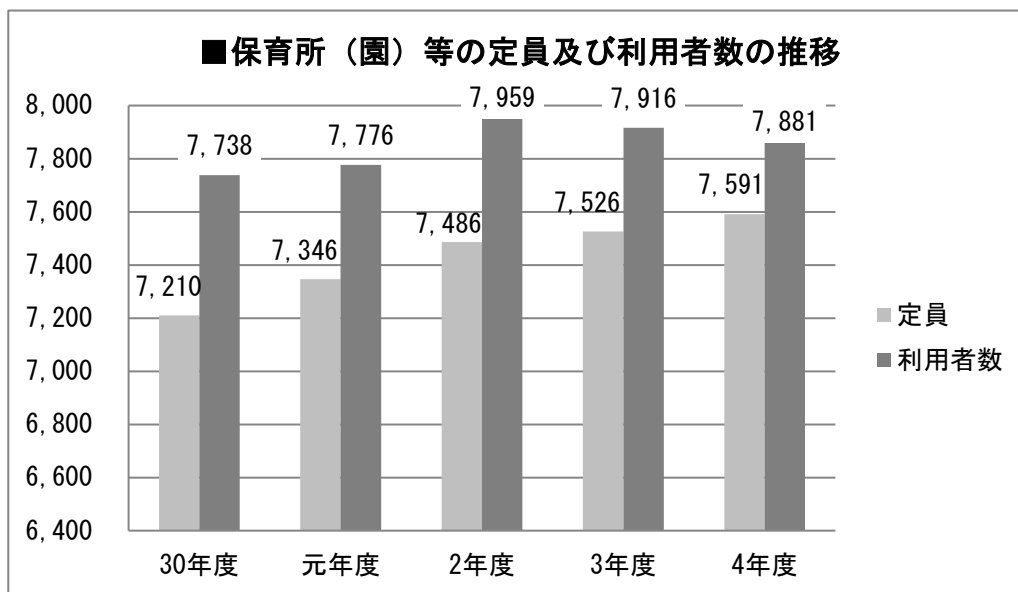
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
0歳～ 2歳	国定義の 待機児童数	0	9	25	0	0	0	3
	希望する施設を利用 できていない児童数	240	276	247	217	235	252	245
3歳～ 5歳	国定義の 待機児童数	0	0	5	0	0	0	6
	希望する施設を利用 できていない児童数	43	23	73	64	27	7	20
合計	国定義の 待機児童数	0	9	30	0	0	0	9
	希望する施設を利用 できていない児童数	283	299	320	281	262	259	265

国の定義による待機児童数(国定義)は、平成28年度当初に0人を達成し、平成29年度当初では9人、平成30年度当初では30人となり、令和元年度から令和3年度までは0人となりましたが、令和4年度は9人となっています。また、希望する施設を利用できていない児童数は、平成30年度当初で320人となりましたが、その後は減少傾向が続いています。なお、待機児童数は、3歳～5歳児に比べて、0歳～2歳児が多い状況となっています。

待機児童の解消は、引き続きさまざまな方策を活用しながら取り組みを進める必要があります。

② 保育所（園）等の定員と利用児童数の推移

[各年度4月1日現在]

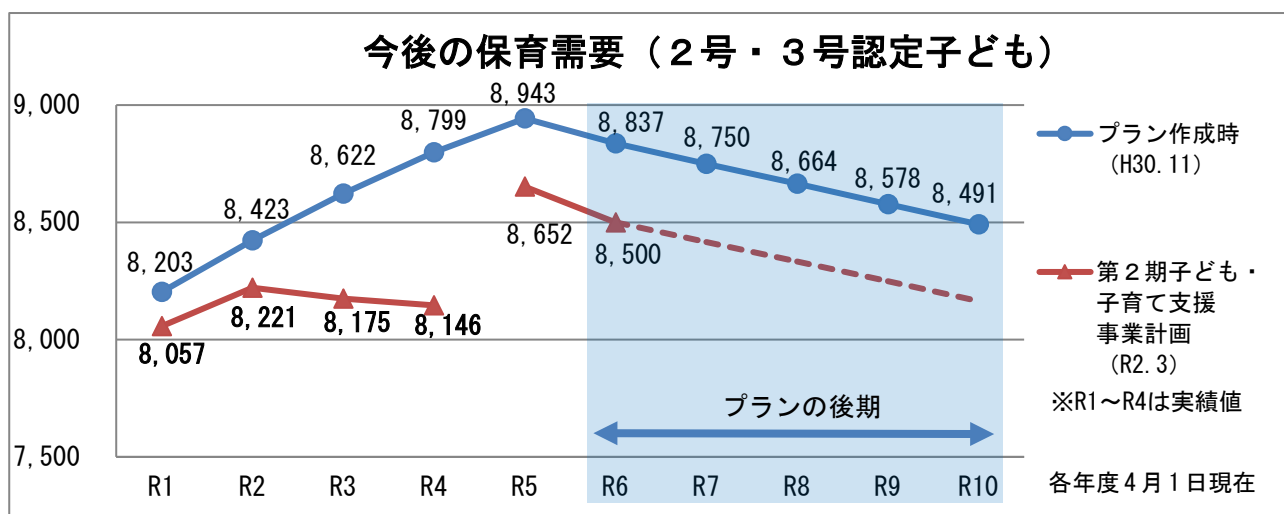


多くの保育所（園）においては、待機児童対策として、定員の弾力運用（最低基準を満たすことを前提に、認可定員を超過して入所できるようにすること）を行っており、定員を超えて受け入れている状況となっています。

（４）今後の保育需要の見込みについて

本市では、令和2年3月に策定した「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間 令和2年度～令和6年度）において、ニーズ調査等も行いながら詳細な推計を行い、令和6年度までの量の見込み（保育需要の見込み）と確保方策を定めています。

そのため、後期プランでは、同計画で見込んだ保育需要の値を用いるとともに、令和7年度以降については、同計画で見込んだ保育需要の傾向を踏まえ、以下のとおり減少傾向で推移するものと見込んでいます。



※保育需要の見込みについては、本市が引き続き進めていく少子化対策や定住促進、人口誘導の取り組み効果、新型コロナウイルス感染症の影響による出生数の変化などを注視する必要があり、第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画において、毎年度、現状把握を行い、必要に応じて見直しを行います。

【公立施設の現状と課題】

(5) 公立施設の現状について

①公立幼稚園の施設状況

〔令和4年5月1日現在〕

施設名	定員	利用 児童数	開設 年月	増改築 年月	保育 室数	敷地 所有者	現状・課題等
枚方	95	74	S12.4	S42.3	4	市	★枚方版子ども園
香里	95	89	S42.4	S45.2	4	市	香里小学校の敷地内にある。
樟葉	95	75	S42.4	S45.5 S48.3	4	市	進入路が狭い。
高陵	95	75	S43.5	S46.7 S48.3	4	市	★枚方版子ども園
蹉跎	95	71	S45.4	S48.3	3	市	★枚方版子ども園
田口山	95	66	S51.4	H7.3	3	市	★枚方版子ども園

②公立保育所の施設状況

〔令和4年4月1日現在〕

施設名	定員	利用 児童数	開設 年月	増改築 年月	保育 室数	敷地 所有者	現状・課題等
阪	140	148	S26.6	S46.5	6	市	令和5年度に民営化予定
山田	90	94	S35.9	S45.6	5	市	進入路が民地である。
香里団地	170	177	S37.7	S56.3	12	市	施設のバリアフリー化を目的に、令和2年度にエレベーターを設置している。
菅原	90	98	S41.4	H3.8	6	市	—
枚方	140	156	S43.5	S46.5 H29.12	8	市	建替えに交付金を活用。令和9年度以降に適正化法※による処分制限期間が経過。
禁野	90	103	S45.4	—	8	UR	URからの借地である。
藤田川	90	92	S46.6	—	6	UR	URからの借地である。
楠葉野	90	104	S50.4	—	6	市	正門入口前に水路がある。
桜丘北	90	95	S54.4	—	6	市	令和6年度に民営化予定

③公立小規模保育事業実施施設の施設状況

〔令和4年4月1日現在〕

施設名	定員	利用 児童数	開設 年月	保育 室数	開設場所	現状・課題等
おおがいと	19	19	H29.4	2	旧枚方区検 跡地	令和4年度末で閉園予定
楠葉なみき	19	18	H29.7	2	北部支所内	改修に補助金を活用。令和9 年度以降に適正化法 [※] による 処分制限期間が経過。
こうりょう	19	19	H30.4	2	高陵幼稚園内 空き教室	★枚方版子ども園
たのくち やま	19	17	H30.10	2	田口山幼稚園 内空き教室	★枚方版子ども園 改修に補助金を活用。令和 10年度以降に適正化法 [※] によ る処分制限期間が経過。
ひらかた	19	17	H31.1	2	枚方幼稚園内 空き教室	★枚方版子ども園 改修に補助金を活用。令和 10年度以降に適正化法 [※] によ る処分制限期間が経過。
さだ	19	19	H31.1	2	蹉跎幼稚園内 空き教室	★枚方版子ども園 改修に補助金を活用。令和 10年度以降に適正化法 [※] によ る処分制限期間が経過。

※適正化法：補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律。補助金の交付を受けて整備した施設等には、一定の処分制限期間が定められています。その期間内に施設を改廃するなどの処分等を行う場合には、補助金の返還等の条件が付されることがあります。

3. プランの前期における取り組みと検証

プランに掲げている以下の6つの推進する取り組みについて、それぞれの取り組み実績、取り組みに対する評価を示します。

① 公立幼稚園における3歳児保育と「枚方版子ども園」の実施

プランに掲げている推進する取り組み

- ・公立幼稚園6園（枚方・香里・樟葉・高陵・蹉跎・田口山幼稚園）において、令和元年度から新たに3歳児保育及び3～5歳児の預かり保育を実施します。
- ・1・2歳児の小規模保育事業を進めている公立幼稚園4園（枚方・高陵・蹉跎・田口山幼稚園）については、在園児に対し切れ目ない教育・保育を提供する「枚方版子ども園」として位置づけ、取り組みを進めます。

【令和3年度までの取り組み実績】

- ・平成31年4月から公立幼稚園6園（枚方・香里・樟葉・高陵・蹉跎・田口山幼稚園）において、新たに3歳児保育を開始するとともに、預かり保育時間を拡充しました。
- ・公立幼稚園4園（枚方・高陵・蹉跎・田口山幼稚園）については、「枚方版子ども園」として位置付け、運営しました。
- ・令和3年10月より、枚方・田口山幼稚園にて幼稚園給食をモデル的に開始しました。

【3歳児園児数】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
枚方	23	21	24
香里	25	24	22
樟葉	21	21	25
高陵	23	23	18
蹉跎	21	18	25
田口山	19	15	17
計	132	122	131

【預かり保育利用者数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
枚方	5,068	4,985	5,642
香里	5,858	5,141	5,700
樟葉	4,643	6,000	6,403
高陵	3,219	3,410	5,264
蹉跎	5,125	4,208	4,858
田口山	4,417	3,912	4,598
計	28,330	27,656	32,465

【枚方版子ども園園児数】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
枚方	小規模部分	17	17	16
	幼稚園部分	78	74	69
高陵	小規模部分	18	19	17
	幼稚園部分	66	75	68
蹉跎	小規模部分	17	19	19
	幼稚園部分	76	71	70
田口山	小規模部分	16	17	18
	幼稚園部分	70	66	59
計		358	358	336

〔注〕3歳児園児数は5月1日現在。枚方版子ども園園児数は幼稚園部分が5月1日現在、小規模保育施設部分が4月1日現在。預かり保育利用者数は年間延べ人数。

【取り組みに対する評価】

平成30年度に改正された「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において、就学前の子ども（3～5歳児）に対する共通の教育目標が示され、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として改めて幼児教育が重要と位置づけられました。

そうした中、教育内容の充実を図るため、3歳児保育を開始するとともに、預かり保育を7～19時に拡充しました。3歳児保育の実施に伴い、支援を必要とする子どもの入園希望者が増えています。より良い支援教育体制の整備や支援担当職員の確保において課題があるため、今後も引き続き、体制の整備や人員について検討していきます。また、待機児童対策の一環として、公立幼稚園4園において、余裕教室に1・2歳児対象の小規模保育事業実施施設を設置し、「枚方版子ども園」と位置付けることで、小規模保育事業実施施設から公立幼稚園まで切れ目のない教育・保育を提供する体制整備を行いました。

さらに、主に就労されている保護者から、弁当持参が負担であるため、給食提供のある保育所を選択したいという声が寄せられていることを踏まえ、新たに仕事と子育ての両立支援の一環として、枚方・田口山幼稚園の2園において、幼稚園給食をモデル的に実施しました。

モデル園において保護者にアンケートを実施したところ、幼稚園給食を利用した方からは、「今後も利用したい」または「月毎に検討したい」といった回答が9割を超えるとともに、利用していない方からも「利用したい」または「家族の状況や子どもと相談の上、利用したい」といった回答が約8割に上るなど、満足度とニーズの高さが伺えました。

② 認定こども園化も視野に入れた教育・保育サービスの充実

プランに掲げている推進する取り組み

「枚方版子ども園」として運営する施設を含む公立幼稚園や公立保育所については、今後の保育需要の動向を踏まえながら、プランの後期を見据え、認定こども園化の検討を進めていきます。

【令和3年度までの取り組み実績】

本市における認定こども園化についての課題整理に向けて、他市の動向について調査を行いました。

【取り組みに対する評価】

公立施設の認定こども園化について、他市調査を実施したところ、認定こども園化した理由として、老朽化した公立幼稚園・保育所施設の一体化建て替えや充足率の低い公立幼稚園を活用するため等の理由が挙がっており、本市の公立施設においても参考となるものでした。

認定こども園化にあたっては、幼稚園教諭と保育士の給与体系の違いや相互理解、免許・資格の取得のほか、施設整備に関する事など、さまざまな課題に対応する必要があります。ことから、今後も、本市における公立認定こども園の必要性も含め、引き続き、検討していきます。

(認定こども園と公立幼稚園・保育所との比較)

	認定こども園（幼保連携型）	公立幼稚園	公立保育所
法的性格	学校かつ児童福祉施設	学校	児童福祉施設
職員の要件	保育教諭（幼稚園教諭免許と保育士資格の両方）	幼稚園教諭	保育士
給食の提供	自園調理が原則（調理室の設置義務） （満3歳以上は外部搬入可）	弁当持参可	自園調理
開園日・時間	11時間開園・土曜日開園が原則	教育時間9時～14時。 教育時間の前後7時～9時、 14時～19時に預かり保育を実施。	12時間開園・土曜日開園

(本市における公立施設の認定こども園化にあたっての主な課題)

- ・認定こども園（幼保連携型）における職員の要件として、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方が必要ですが、現に雇用している職員には両方を保有していない者もいます。
- ・幼稚園教諭と保育士が同じ施設で勤務するにあたり、給与体系の整理をする必要があります。
- ・受け入れる子どもの年齢にもよりますが、現状、公立幼稚園には調理室がなく、自園調理ができないため、給食の提供方法については、検討が必要です。

③ 公立施設が担うべき役割と今後の整理・集約

プランに掲げている推進する取り組み

- ・公立施設については、保幼小の連携を推進する役割や、国から示される指針等を踏まえ率先して教育・保育を実践するなどの役割のほか、特に配慮を要する保護者や支援が必要な子どもに対して、専門相談機関と連携しながら支援を行う役割を担っていく必要があります。
- ・保育需要の減少時期における公立幼稚園・公立保育所のあり方については、プランの後期に向けて、市内の地域バランスも踏まえた適正な施設数や配置場所に関し、幼保一体的な視点を持ちながら引き続き検討し、認定こども園化も視野に入れて示していきます。

【令和3年度までの取り組み実績】

- ・市が実施する研究会や研修会の内容を私立幼稚園・保育所（園）等の就学前施設へ情報提供を行い、交流の機会を設けました。また、公立・私立保育所（園）合同研修会等にも取り組みました。
- ・小学校教諭の保育参加、幼稚園と保育所による合同保育や授業参観、休み時間交流、給食交流など小学生との交流を実施するとともに、幼稚園・保育所と小学校の各教員による綿密な引継ぎを実施しました。
- ・幼稚園・保育所において、育児不安や孤立感が見受けられる保護者に対しては、各関係機関と連携し支援するとともに、支援が必要な子どもに対しては、専門家による巡回相談を実施しました。

【取り組みに対する評価】

公立施設が担うべき役割として、幼児期の教育・保育と児童期の教育を円滑に接続、連携させるため、継続して保幼小連携事業を実施しています。保幼小連携の必要性について、小学校教諭と情報や認識をさらに共有するとともに、私立幼稚園・保育所（園）等とのさらなる連携強化に取り組む必要があります。また、就学前教育・保育と小学校教育の滑らかな接続を目指し、小学校・公私立幼稚園・保育所（園）・認定こども園等と連携を図り、公立施設として率先して地域の幼児教育を実践する役割を担っていく必要もあります。さらに、特に配慮を要する保護者や支援が必要な子どもに対しては、引き続き、関係機関と連携しながら、支援を充実させることが求められます。

④ 公立幼稚園の閉園と有効活用

プランに掲げている推進する取り組み

- ・蹉跎西幼稚園については、園児数や施設の状況等を踏まえ、令和2年度末に閉園します。
- ・その他の公立幼稚園については、「枚方版子ども園」の開設のほか、認定こども園化や民営化についても検討を行うとともに、保育需要が減少するプラン後期においては閉園も含めた検討を進めます。

【令和3年度までの取り組み実績】

- ・令和2年度末に蹉跎西幼稚園を閉園しました。
- ・閉園した蹉跎西幼稚園を活用し、令和3年10月に「蹉跎西臨時保育室」を開設しました。

【取り組みに対する評価】

公立幼稚園については、恒常的に定員を割り込んでおり、教育・保育の需要を見定めた結果、令和2年度末に「蹉跎西幼稚園」を閉園しました。また、通年での待機児童解消に向けて、年度途中の転入や育児休業明けの保育ニーズに対応するため、閉園した蹉跎西幼稚園を活用し、保育所等への入所までの間に、一時的に利用できる「蹉跎西臨時保育室」（待機児童用保育室）を令和3年10月に開設しました。

公立幼稚園については、閉園やその後の有効活用、また継続して運営するなど、園児数の利用推計も踏まえた上で、さまざまな角度からあり方を検討し、今後の方向性を示す必要があります。

⑤ 公立保育所の民営化

プランに掲げている推進する取り組み

- ・公立保育所の中でも特に近接する渚保育所と渚西保育所について、効率的な施設運営の視点から、令和3年度を目途に両保育所の統合・民営化を進めます。なお、民営化にあたっては、施設規模の拡充による定員増につなげ、具体的な手法については、安全・安心な保育環境を提供できるよう、十分に検討を行いながら進めます。
- ・その他の施設についても、今後、地域バランスも踏まえながら、これまでの手法に捉われず、民間委託も含めて、プランの前期中に引き続き民営化する施設を検討します。

【令和3年度までの取り組み実績】

- ・令和3年度には渚保育所を民営化しました。また、令和4年度に渚西保育所を民営化するとともに、渚保育所との統合に向けて取り組みを進めます。
- ・令和5年4月に阪保育所、令和6年4月に桜丘北保育所を民営化することに決定しました。

【取り組みに対する評価】

渚保育所、渚西保育所については、令和4年度に統合・民営化と併せて新園舎建設による待機児童対策としての定員増を行います。また、渚保育所の民営化に際しては、令和2年4月から施設長予定者等を対象として、行事等を中心に引継ぎを開始するとともに、令和2年10月から民営化後の運営法人の担任予定者が、渚保育所の職員と合同で保育を行う「共同保育」を実施しました。さらに、令和3年4月からは渚保育所の元所長が民営化後の保育園に出向き、保育の確認を行うなど、より丁寧な引継ぎを行っています。

民営化後の保育園の状況を把握し、今後の保育行政などに生かすため、令和3年7月に旧渚保育所の保護者にアンケートを実施しましたが、その結果、97.6%の保護者が「保育園の通園になれた」（過去平均96.8%）と回答しています。また、81%の保護者が「保育に満足している」（過去平均75.8%）と回答していることから、比較的高い満足度となっていますが、一方で、保育士が全員替わってしまい、園長と担任以外の先生の顔がわからないので、戸惑うことがあるなどの声もありました。

また、プランの前期中に引き続き民営化する施設を検討することとしていたことから、個別課題がある施設の状況や現在の公立保育所の配置状況を踏まえた地域バランス等を考慮しつつ、阪保育所を令和5年4月に、桜丘北保育所を令和6年4月に民営化することとしましたが、この2園については、民営化による施設改善の完了時期が令和5年4月以降となり、令和5年度の保育需要のピーク時期を過ぎることから、定員増を行わないこととしました。

今後、公立施設の整理・集約の取り組みにあたっては、市内の地域バランス等も踏まえながら検討を行っていきます。

<民営化による定員増の取り組み>

	民営化前の定員数	民営化後の定員数	定員増数
渚保育所	180 人	200 人	20 人の定員増
渚西保育所	(渚保育所+渚西保育所)	(令和4年度統合後)	
阪保育所	140 人	140 人	定員増なし
桜丘北保育所	90 人	90 人	

⑥ 在宅での子育て支援の推進

プランに掲げている推進する取り組み

公立施設の整理・集約に取り組むことで生み出される新たな施設や財源等については、教育・保育サービスの充実だけではなく、在宅での子育て支援の推進などにつなげていきます。

【令和3年度までの取り組み実績】

- ・子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」のミニ講座を開催し、新機能「ほいくしのホットコラム」を追加しました。
- ・多胎児家庭育児支援事業を引き続き実施するとともに、その周知を強化しました。
- ・一時預かり事業について、より利用しやすく感じるため周知内容の工夫を図りました。
- ・引き続き、保育所や公共施設の全13か所で地域子育て支援拠点事業を実施しました。

【取り組みに対する評価】

子育て中の保護者の育児不安や孤立化などが課題となる中、幼稚園や保育所(園)などを利用してない家庭の保護者が安心して子育てできる環境づくりに取り組んでいます。

コロナ禍において、子育て家庭の孤立化を防ぐため、「スマイル☆ひらかたっ子」内に掲載している「ほいくしのホットコラム」の配信回数を増やすことで、子育て世帯にホットしてもらえる時間を提供し、新型コロナウイルスの感染状況に対応した情報発信を行いました。

多胎児家庭育児支援事業については、妊娠期から登録することで安心して出産を迎えられるよう、小児科や産婦人科にポスター掲示を依頼するなど登録体制を整え、より多くの方に利用してもらえるように努めました。今後は、保健センターとの連携により、妊娠・出産から子育て期までの切れ目ない支援を行うことが求められます。

一時預かり事業については、利用ニーズがあるにも関わらず、利用されていない状況を解決するため、地域の子育て情報誌や市役所窓口付近に設置の市政情報モニターを活用し、保護者の心理的・身体的な負担軽減を目的に利用できる事業であることを周知しました。

乳幼児の親子が自由に遊び、交流することができる室内の遊び場として、地域子育て支援拠点事業を実施し、親子で参加できるイベントや、子育て講座のほか、子育て情報の提供、育児相談、子育てサークルの支援などを行いました。

今後も、育児をされる保護者が安心して子育てできるよう、引き続き、在宅での子育て支援を推進し、検討を行います。

4. 今後の公立施設が担うべき役割

本市の就学前児童施設においては、公立と私立が協調しながら、教育・保育の向上や保育サービスの課題などに取り組んできました。今後も引き続き、公立施設の役割を明確にした上で、私立施設との更なる連携に取り組みながら、子どもたちが安心して教育・保育を受けられる環境づくりを推進していきます。

現在、プランには、以下のような役割を示しており、その役割を果たすべく取り組みを進めています。

① 小学校へのスムーズな就学に向けた保幼小の連携を推進する役割

保育所（園）・幼稚園等の公立・私立の就学前児童施設において、小学校生活への滑らかな接続を目指して、学校の授業や給食の体験、小学生や教職員との交流などを通じて、期待をもって就学できるように努めています。多くの子どもたちが公立の小学校へ入学する状況にあることから、情報共有や連絡などが行いやすい公立の就学前児童施設が小学校との連携を積極的に進め、公立・私立に関わらず、小学校とスムーズに連携できる環境を整備する役割を担います。

② 国から示される指針等を踏まえ、教育・保育を特に率先して実施する役割

公立・私立の就学前児童施設においては、教育・保育の質の向上を図るため、合同研修会や研究会などに取り組んでいるところです。今後も、引き続き、国から示される要領や指針などに基づいた教育・保育を特に率先して実践するとともに、実践から得た知見等を研修会などを通じて、就学前児童施設全体に還元していく役割を担います。

③ 配慮を要する子どもなどに対して、専門相談機関と連携しながら支援を行う役割

本市では、関係機関や専門家と連携し、公立・私立の就学前児童施設において、配慮を要する子どもの受け入れを行っています。特に関係機関との連携等が必要となる障害児及び発達上支援の必要な子どもや虐待、DV などにより配慮を必要とする子どもの受け入れについては、公立保育所等が行政機関の一部として、比較的、関係機関や他部署との連携が図りやすいことから、支援などに関する情報やノウハウを私立施設に提供し、共有していく役割を担います。

令和3年11月に実施した「公立幼稚園・公立保育所などについてのアンケート」では、公立施設に期待することとして、①の役割については、「小学校就学時は子どもに負担がかかるので、幼稚園や保育所（園）と小学校との交流などによって子どもの負担を軽減した上で、就学してほしい」、②の役割については、「新しい取り組み等が示された場合に、公立施設がモデルケースになるとよい」、③の役割については、「配慮を要する子どもへの対応のお手本として、まず公立が理想的な形を示すべき」などの様々なご意見がありました。これらを踏まえて、プランの後期においては、引き続き、上記の公立施設の役割を担うとともに、以下の公立施設の役割についても取り組みを進めます。

○大規模災害時などに応急保育を実施する役割

大規模災害などが発生した場合においては、就学前児童施設の運営継続が困難となるなど、教育・保育の提供が滞ってしまう状況となります。しかしながら、そのような中においても、社会機能維持に必要な応急保育の実施が求められることから、公立幼稚園や公立保育所が可能な限り保育の受け皿として運営できるための方策を確立するとともに、災害の影響により就学前児童施設が使用できない場合には、他の公共施設を活用するなど、本市の教育・保育が継続できる体制整備について取り組みを進めます。

○地域の子育て支援の充実を図る役割

本市では、現在、公立・私立保育所（園）などにおいて、親子で交流できる室内の遊び場や園庭開放などを実施しており、幼稚園や保育所（園）等を利用せず在宅で子育てをしている家庭に対し、相談支援や育児に関する情報提供などに取り組んでいるところです。特に、私立施設では、独創的な取り組みにより、多彩な支援を行っている施設が多く見られます。

一方で、アンケートからは、約半数の方が、子どもに関する身近な相談の場など、地域の子育て支援としての機能を公立施設の役割として期待されていることがわかりました。地域での子育て支援については、地域ごとに連携を図りながら、積極的に専門性やスキルの向上に努めているところですが、市全体において、さらなるレベルアップを目指し、他の施設の様々な取り組みやノウハウをよりスムーズに共有できる仕組みが構築できるようサポートするとともに、こうした身近な相談の場があることを知らない家庭に対し、確実に情報が伝わるよう積極的な周知・啓発に取り組めます。

5. 後期プランで推進する取り組み

プランの前期においては、保育需要が増加傾向にあり、待機児童対策を踏まえた施策等を進める期間として、プラン策定当初からプランの後期に取り組むこととしていた「公立施設の整理・集約」を除く、「3. プランの前期における取り組みと検証」に示した取り組みを推進してきました。

プランの後期においては、「4. 今後の公立施設が担うべき役割」に示した役割を具体化し、取り組みを進めていくとともに、「公立施設の整理・集約」に向けて検討し、今後の方針を示します。また、「在宅での子育て支援の推進」についても、引き続き、取り組みを推進していきます。

◆今後の公立施設が担うべき役割の具体的な取り組み

① 小学校へのスムーズな就学に向けた保幼小の連携を推進する役割

就学前児童は幼稚園や保育所（園）等において、主に遊びを通して主体性を育んでいますが、様々な異なる内容の教育・保育の提供を受けた就学前児童が小学校に入って同じクラスで過ごすこととなるため、新しい環境になじめず、例えば、集団行動が苦手な子や、授業を落ち着いて受けられない状態が続く、いわゆる小1プロブレムという課題があります。これらの解消に向けて、令和4年5月に文部科学省から採択を受けた「幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業」を推進しつつ、以下の取り組みを行います。

各地域におけるカリキュラムの作成

幼稚園や保育所（園）から小学校への就学を円滑に繋げるため、園内研究や校内研究を実施し、5歳児の実態把握と生活科^{*}に繋げる活動を調査・研究するとともに、公私立保育所（園）や幼稚園、認定こども園等と連携し、地域における園児・児童の教育目的に合わせて作成する教育課程（以下、「カリキュラム」と言います。）を各地域において作成し活用します。

また、小学校においては、主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改善研究にも同時に取り組みます。

（※生活科：小学校低学年で行う具体的な活動や体験を重視した教科）

学校園合同会議やカリキュラム開発会議等の実施

同じエリアにある公私立幼稚園や保育所（園）等を対象とした「保幼小エリア会議」を実施し、円滑な就学に繋げるための様々な取り組み等を検討します。なお、実施にあたっては、必要に応じて本市の幼児教育アドバイザー等がコーディネーターの役割を担います。

② 国から示される指針等を踏まえ、教育・保育を特に率先して実施する役割

公立幼稚園や公立保育所は、幼児教育や保育、また子育て支援等の施策を推進する行政機関として、国・府等の動きを迅速に捉え、共有します。

私立保育所（園）等との共同研修、情報交換会の実施

公立保育所が中心となって、障害児保育やアレルギー、また感染症対策等にかかる合同研修や情報交換の場を率先して持つことで、市内の保育の質の維持・向上を図ります。

③ 配慮を要する子どもなどに対して、専門相談機関と連携しながら支援を行う役割

障害のある園児や発達上支援を要する園児、また、虐待やDV などにより配慮を必要とする園児への対応等については、他の関係機関と連携が図りやすい公立施設のメリットを活かし、支援などに関する情報を共有する役割を担います。

また、医療的ケア児への支援については、公立保育所が中心となって作成する「枚方市立保育所における医療的ケアおよび健康上の配慮が必要な子どもへの対応について（手引き）」に基づき実践してきたノウハウや支援に関する情報等を、私立幼稚園や保育所（園）等と共有するなど、就学前児童施設を利用する園児が、健康で安全に過ごすことができるよう取り組みます。

④ 大規模災害時などに応急保育を実施する役割

大規模な自然災害など不測の事態が生じた場合、就学前児童施設の運営継続が困難となる状況が懸念されます。しかしながら、災害復旧や社会機能維持に必要な応急保育の実施が求められることから、公立幼稚園や公立保育所が可能な限り保育の受け皿としての役割を果たせるよう方策を検討します。

また、被災等により就学前児童施設が使用できない場合には、他の公共施設（枚方市立教育文化センターやサプリ村野等）を活用するなど、非常時においても本市の教育・保育が継続できる体制整備に取り組みます。

⑤ 地域の子育て支援の充実を図る役割

公立・私立保育所（園）等では、幼稚園や保育所（園）等を利用せず在宅で子育てしている家庭に対する様々な支援に取り組んでいます。一方で、子ども及び子育て家庭を取り巻く課題は複雑化、多様化していることから、その支援にあたっては、市の関係部署や公私立の就学前児童施設との連携をはじめ、地域で活動する関係機関の方々の協力も得て、地域の実情に応じた、きめ細かい方策を検討する必要があります。

そのため、公立施設においては、行政機関のみならず、私立施設や関係機関を含む地域のネットワーク化を図り、それを運営する役割を担当して、地域における、きめ細かい支援の充実につげるとともに、それぞれの地域での取り組みを市域全体で共有するための仕組み作りに積極的に関わるなど、本市の子育て支援の充実に向けた取り組みを進めます。

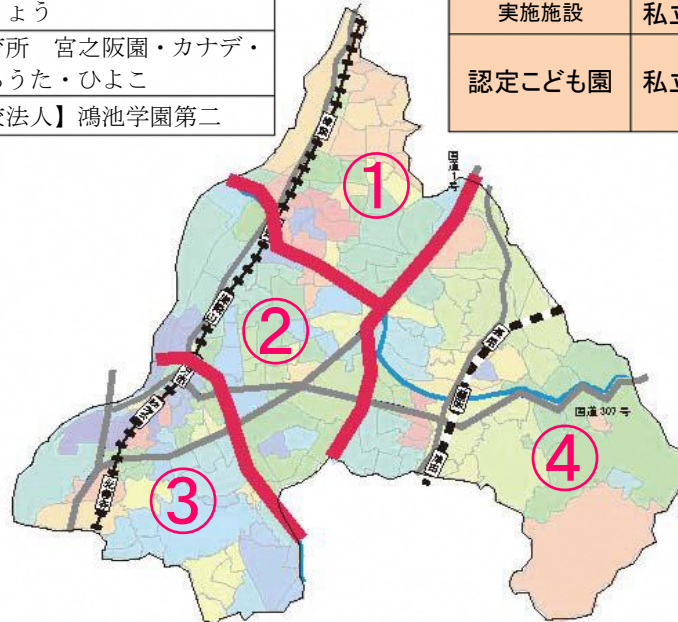
◆公立施設の整理・集約

本市ではこれまでから4つのエリア（北部・中部・南部・東部）に区分して、教育・保育の提供を行っているところですが、各エリアには図のように、幼稚園、保育所（園）、小規模保育事業実施施設、認定こども園が設置されています。

（図）エリア別市内幼稚園等の分布

②中部		
幼稚園	公立	高陵
	私立	楠京阪・敬応学園
保育所(園)	公立	禁野・山田・桜丘北 ^{※2}
	私立	青桐・天の川・小倉・ギンガ★・中宮まぶね・渚ゆりかご・枚方たんぼぼ・宮之阪サクラ・村野・つくし
小規模保育事業実施施設	公立	こうりょう
	私立	樹保育所 宮之阪園・カナデ・のはらうた・ひよこ
認定こども園	私立	【学校法人】鴻池学園第二

①北部		
幼稚園	公立	樟葉
	私立	くずは青葉・くずはローズ・牧野
保育所(園)	公立	楠葉野★・阪 ^{※1}
	私立	北牧野・くずはあけぼの・くずは光の子★・招提・第二徳風・樋之上・船橋・牧野・ハレルヤ
小規模保育事業実施施設	公立	楠葉なみき
	私立	すだち・みんなの里ぼこぼこ
認定こども園	私立	【学校法人】うらら・清香学園・報徳 【社会福祉法人】宇山光の子



- ※1 令和5年4月に民営化予定
- ※2 令和6年4月に民営化予定
- ※3 令和4年度末に閉園予定
- ★…地域子育て支援拠点

（令和4年9月現在）

③南部		
幼稚園	公立	香里・蹉跎・枚方
	私立	東香里丘
保育所(園)	公立	香里団地★・藤田川・枚方★
	私立	川越・光善寺・香里ヶ丘愛児園・香里ヶ丘・香里敬愛・蹉跎★・常称寺・親愛・鷹塚山・中振敬愛★・茄子作・走谷ちどり・みずき敬愛・三矢ゆりかご・愛和
小規模保育事業実施施設	公立	おおがいと ^{※3} ・さだ・ひらかた
	私立	アップル・常称寺枚方駅前
認定こども園	私立	【学校法人】うみのほし・勝山愛和香里ヶ丘

④東部		
幼稚園	公立	田口山
	私立	春日東野・長尾・みょうぜん
保育所(園)	公立	菅原
	私立	第2長尾・第二光の峰★・津田・徳風・長尾・光の峰・氷室・マツガ・まりも★
小規模保育事業実施施設	公立	たのくちやま
	私立	クアッカ長尾
認定こども園	私立	【学校法人】春日丘・鴻池学園第三 【社会福祉法人】明善めぐみ★・明善第貳めぐみ

公立施設が担うべき役割を果たすためには、公立施設が幼稚園や保育所（園）等として自らが主体的に実践することに加え、その内容を私立施設に提供・共有し、有機的に連携することが重要です。

そのため、教育・保育における量的ニーズは公立・私立の就学前児童施設全体で充足させることとし、公立施設の配置については、現在の教育・保育提供エリアごとに、「4. 今後の公立施設が担うべき役割」で示した役割を積極的に担う上で必要となる配置とするとともに、現在の公立・私立施設の配置状況などを踏まえ、次の考え方を基本とします。

公立施設の施設数や配置に関する方針

- ① 私立施設に様々な情報等を提供・共有することについて、幼稚園機能に関することは公立幼稚園が、保育所機能に関することは公立保育所が担うことが適当と考えることから、幼稚園機能を有する公立施設、保育所機能を有する公立施設は、各エリアに少なくとも1か所ずつ配置することとします。私立認定こども園に対しては、それぞれの機能を有する公立施設が連携して行うものとします。
- ② 公立施設の役割を担う施設の数や場所については、その役割を担うにあたって各施設と連携のとりやすい位置や施設の状態に加え、各エリアにおける就学前児童数や将来推計なども勘案し、引き続き、検討します。
- ③ ②の検討の結果、将来的に閉園する方針となった公立施設については、令和10年度末を終期とするプランの後期以降も見据え、教育・保育の量的ニーズの減少傾向が明らかとなった際に、閉園時期等の詳細を個別に検討します。また、閉園に伴い、在園児が他施設に転園しなければならないといったことが生じないように、方針決定時に在園している子どもたちが卒園するまで適切な期間を設けるなど、子どもたちやその保護者に対して、十分配慮することとします。
- ④ 公立小規模保育事業実施施設については、待機児童対策の一環で設置した施設であることから、今後の0～2歳児の保育需要の動向を踏まえ、今後の施設のあり方を検討していきます。
- ⑤ 公立施設の認定こども園化については、本市における認定こども園の必要性や課題を整理するとともに、国の動向や財源確保等のさまざまな状況も見極めながら、幼稚園機能、保育所機能を有する公立施設の統合・移転を伴う整備の可能性も視野に入れ、今後の方向性を検討していきます。

◆在宅での子育て支援の推進

「公立幼稚園・公立保育所などについてのアンケート」において、在宅で子育てをしている方が安心して子育てをするために、特に必要だと思うこととして、「用事や息抜きに利用できる一時的に子どもを預けることができる場」、「親子で遊びに行ける場」、「近所で気軽に子育てなどの困りごとを話せる場」などが上位の回答として多く見られました。

現時点においても、在宅での子育て支援として、地域子育て支援拠点事業などに取り組みしており、さらに、一時預かりリフレッシュ券の無料配布を実施するなどの新たな取り組みも進めています。妊娠中や在宅で子育てをしている方が選んだ回答の傾向なども踏まえて、今後も引き続き、有効な支援内容を検討するとともに、公立施設の整理・集約により、生み出された財源等を活用し、在宅での子育て支援の充実に取り組みます。